公的機関等への情報提供の可否に関する 検討の進捗状況

令 和 4 年 1 月 データの取扱いWG

「検討アジェンダ」における記載

2 郵便分野ガイドライン及び同ガイドラインの解説の改正について

(2) 公的機関等への情報提供の可否

○ 郵便分野ガイドラインは、上記の「第三者提供の制限の例外」に該当する場合であっても、事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならないことを規定(郵便分野ガイドライン第13条第10項)し、郵便法違反とならないよう、郵便事業分野の事業者特有の制限規定を置いている。

(検討事項)

- ○「郵便物に関して知り得た他人の秘密」のうち、「比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回る」として、公的機関等への情報提供が認められる場合は、どのような場合か、その場合の留意点等は何か、空家対策以外の事例を検証し、郵便分野ガイドラインの解説において明らかにするべきではないか。
- 上記のほか、「公的機関等への情報提供の可否」に関して考慮するべきことはあるか。

現行GLにおける信書の秘密・郵便物に関して知り得た他人の秘密

○ 会社の取扱中に係る<u>信書</u>の秘密は、これを侵してはならない。

特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書(郵便法第4条2項)

○ 郵便の業務に従事する者は、在職中<u>郵便物</u>に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。

第一種郵便物、第二種郵便物、第三種郵便物及び第四種郵便物(郵便法第14条)

郵便物とは、本来送達されることを期待して郵便局やポストに差し出されたものすべてをいう。 (郵便法概説P62) ※ゆうパックは、荷物であり、郵便物ではない。

○ 現行郵便GL解説における記述

信書の秘密	郵便物に関して知り得た 他人の秘密	左記以外の情報
信書の内容にとどまらず、差出人 及び受取人の住所又は居所・氏 名並びに信書の存在の事実の有 無等、信書に関する一切の事項	信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項を指し、転居情報も含まれる。	個々の信書の送達には関連し ない個人情報(契約者情報、 料金の支払状況等)

利用者の同意がある場合その他の<mark>違法性阻却事由</mark>がある場合を除いては、信書の秘密に係る個人情報を取り扱ってはならない。※

郵便物に関して知り得た他人の秘密については、<mark>比較 衡量</mark>の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三 者提供が可能となる。※ 個人情報保護法の規定に基づき保護。

扱い い

1 取扱いの現状と課題

- ✓ 訴えの提起や強制執行等のケースにおいて相手方の住所を特定することを目的に、転居先の情報が必要となるため、弁護士法第23条の2の弁護士会照会制度により日本郵便に照会している。
- ✓ 転居情報は、ガイドライン解説において「郵便物に関して知り得た他人の秘密」(郵便法第8条第2項)に該当するものとされており、比較衡量の結果、第三者提供が可能になることが明記されているが、実際には、解説が例示する空家等の事案以外の照会には回答がなされていない。
- ✓ 詐欺等の犯罪に遭った被害者が、被害回復のために訴えを提起し、費用と労力と時間をかけて判決等の債務名義を得ても、相手方の住所を特定できず強制執行ができなければ、被害回復は実現できない。

2 提供を必要とするデータ

✔ 転居届に係る情報

3 WG構成員の主な意見

- ✓ 電気通信事業との平仄を考慮すれば、転居届に係る情報そのものは普通の契約者情報と同じ扱い (個々の信書の送達には関連しない個人情報)として、法令に基づく弁護士会照会には答えると いうことでよいのではないか。
- ✓ 転居届に係る情報の取扱いはDV・ストーカー被害等に対応する観点から留意が必要。
- ✓ 弁護士会照会については、照会の目的が適正かどうか(DV・ストーカー被害等のおそれがないか)を審査するよう弁護士会に求めるという方法もあるのではないか。

1 取扱いの現状と課題

- ✓ 滞納者が住民票を移さずに転出し、郵便局には転居届を提出していると想定されるケースが存在 (居住実態がないのに郵便物は返戻とならない)。
- ✓ 地方税法第20条の11等に基づき郵便局へ転送先照会を実施するが、郵便局において一律回答不可 との対応がなされており、多くの市町村で滞納整理事務に支障が生じている。
- ✓ 滞納者等が住民票を移さずに転出している場合であっても、実生活に必要性の高い郵便物については転居届の手続を行っている可能性が高い。郵便の転送情報の提供を受けることにより、滞納者等の所在をより円滑に把握することができ、該当者と速やかに接触できるようになるため、滞納整理事務の効率化と直接交渉による納税の履行につながる。

2 提供を必要とするデータ

✔ 転居届に係る情報

3 WG構成員の主な意見

- ✔ 税法に基づく協力要請に対して、転居先の情報は当然に提供されるべき。
- ✓ 法令に基づくものであり、提供が可能であることをガイドラインの解説に明記してもよいのでは ないか。
- ✔ 税に関しては (DV・ストーカー等の) 悪用の可能性が考えにくいので、転居届に係る情報を提供 してよいのではないか。

1 取扱いの現状と課題

- ✓ 地域の見守りのために配布したBLEタグ(ビーコン)を検知する機器を市の公用車のほか郵便車 両・バイクにも搭載する実証を実施。
- ✓ 市の公用車でBLEタグを検知できた場所は、市役所周辺、駅周辺など限られたのに対し、郵便車両・バイクでBLEタグを検知できた場所は、市域の広範囲かつ細かい道にも及んでいるため、より広範囲に見守り可能。さらに、市域をくまなく走る郵便車両・バイクのプローブデータがあれば、振動情報等を分析し、道路の維持補修に活用可能。
- ✓ 郵便車両・バイクのプローブデータは、郵便配達の有無等が明らかになり郵便法第8条に抵触する可能性があるため、現在は日本郵便から外部への提供不可との対応がなされている。

2 提供を必要とするデータ

✔ 郵便車両・バイクのプローブデータ

3 WG構成員の主な意見

- ✓ プローブデータの提供等ついては、情報が詳細になれば郵便配達の有無等が明らかになる場合があるおそれがあるため、一概に判断することは難しい。
- ✓ システム設計やビジネス設計の方法によっては、郵便法第8条等に抵触しない形で、道路の維持管理や防災、見守りへの活用が実現可能なのではないか。

転居届に係る情報の提供に関する検討の進捗状況

- ✓ 日本弁護士連合会と青森県階上町へのヒアリングにおいて、転居届に係る情報は争訟や税の滞納整理事務において必要な情報であり、公益性は高く、提供がなされるべきとの要請があった。
- ✓ 転居届に係る情報は、郵便分野ガイドライン解説において「郵便物に関して知り得た他人の秘密」(郵便法第8条第2項)に該当するものとされており、比較衡量の結果、第三者提供が可能になることが明記されているが、実際には、解説が例示する空家等の事案以外の照会には回答がなされていない状況。
- ▶ 照会に対して回答するか否かの判断をするに当たっては、現場レベルでの比較衡量は現実的に困難であるため、 郵便分野ガイドラインの解説等において整理が必要。このため、転居届に係る情報について、郵便法における取扱いの明確化を議論。
- ➤ その際、電気通信事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説では、「個々の通信と無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である」と整理されており、弁護士会照会に対して基本的に回答されていることとの平仄を考慮。
 - ✓ 転居届に係る情報について、個々の郵便物の送達に関連するものであるか否かで場合分けを行い、個々の郵便物の転送情報は郵便法第8条第2項に該当し、個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報は郵便法第8条第2項の外にあるもの(個人情報保護法に基づき法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能)との案について検討を行い、本案を支持するとの意見があった。
 - ✓ 一方、転居届に係る情報は全体として郵便法第8条第2項に属することを維持しつつ、提供により得られる利益が 秘密を守る利益を上回るため原則として提供が可能な事例として、新たな事例を追記していくこととすべきとの意見も あった。
- 議論を継続する必要があり、提供が可能な事例の明確化をはじめとした、郵便法第8条の趣旨の明確化の 観点から行う郵便分野ガイドラインの解説の見直しについては、本WGで引き続き検討することとしたい。

データの取扱いWG(第2回)における主な意見

- ✓ 転居届に係る情報は「郵便物に関して知り得た他人の秘密」(郵便法第8条第2項)に該当し、比較衡量の結果、提供可能とする整理は、提供の可否を比較衡量により判断する必要があることから、事業者は判断に窮し、照会者側も提供をなかなか受けられず困るだろう。
- ✓ 転居届の情報そのものは、「郵便物に関して知り得た他人の秘密」ではなく、「個々の信書の送達には関連しない個人情報」として、郵便法第8条の保護の対象外であるが個人情報保護法によって保護されるもの(個人情報保護法が定める例外事由に該当する場合は提供可能)と整理できるのではないか。
- ✓ 転居届に係る情報の場合分けが発生するのではないか。個別の郵便物が転送されたときの転送先を照会された場合は「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当し、一般論として出されている転居届情報を照会された場合は、個別の郵便物とは関連性がないため、「個々の信書の送達には関連しない個人情報」に該当するものと考える。
- ✓ 「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の「郵便物」は、「ある(特定の)郵便物」に関して知り得た秘密を 意味するものと条文解釈できる。このため、抽象的に郵便に利用されるだけの情報である転居届の情報は、 「個々の信書の送達には関連しない個人情報」ではないか。
- ✓ 電気通信では、弁護士照会等に回答しているものとして、新電話番号や電話転送設定情報等も、個々の通信には関連しない個人情報として取り扱っている。電気通信事業との平仄を考慮すれば、転居届に従って別の住所に配達したという情報は「郵便物に関して知り得た他人の秘密」だが、転居届の情報そのものは普通の契約者情報と同じ扱い(「個々の信書の送達には関連しない個人情報」)でよいのではないか。
- ✓ 転居届の情報の取扱いの整理はDV・ストーカー被害等に対応する観点からも重要な論点となるため、DV・ストーカー被害等への対応について、提供先による違い、日本郵便の考え、ガイドラインの条文を見直すことによる影響についても議論したい。

データの取扱いWG(第3回)における主な意見

- ✓ 個々の郵便物の転送情報は郵便法第8条第2項に該当し、個々の郵便物の送達には関連しない転居 届に係る情報は郵便法第8条第2項の外にあるものとする案は、個々の郵便物の送達に関連する場合は、 郵便法第8条第2項の適用があり、個々の郵便物の送達に関連しない場合は、同条同項の適用がなく個 人情報保護法による規律とするということでわかりやすいが、電気通信事業法第4条第2項と異なる整理。 電気通信事業法第4条第2項は個々の通信に関連しないものも含んでいる。
- ✓ 本案に関しては、電気通信の場合と郵便の場合をどこまでパラレルに平仄を整えていくべきかが論点。ただ、 郵便法第8条は第1項が「信書」の秘密、第2項が「郵便物」の秘密と、第1項と第2項で対象が違っており、 電気通信事業法とは異なる側面がある。基本的に別の法律だというところから議論するという考え方もある。
- ✓ 信書という概念と郵便物という概念は、次元の違う概念で、信書は意思表示、事実の通知であり、通信の内容に着目して一定の類型を信書と呼んでいるが、郵便物は日本郵便が引き受けて配達するものであり、外形に着目した概念。郵便法第8条第2項で郵便物に拡げているのは、例えば特定の宛先に信書もカタログも送っているというときに、カタログの送達の時間、送付先が漏れれば、信書の送達の時間、送付先も割れてしまう、そういうことがあるので郵便法第8条第2項で郵便物に拡げているのではないか。
- ✓ 個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報を郵便法第8条第2項の守秘義務の外に置いてしまうと、通常の個人情報保護法に基づいて提供していくことになるが、やはり、郵便法第8条第2項の中に置いて、利益衡量した上で提供の可否を決めた方が、丁寧でよいのではないか。
- ✓ 転居届に係る情報は全て「郵便物に関して知り得た他人の秘密」の保護対象となる情報に含める整理とした上で、個々の郵便物の送達には関連しない転居届に係る情報は、法令に基づく場合など比較衡量の結果提供できる場合を郵便分野ガイドラインの解説に列挙していく形でもよいのではないか。

現行電気通信事業GL解説における記述(抜粋)

3-5-1 第三者提供の制限の原則(第15条第1項関係) (P60~61)

(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合(第15条第1項第1号関係)

「法令に基づく場合」について、裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合には、令状で特定された範囲内の情報を提供するものである限り、提供を拒むことはできない。

他方、法律上の照会権限を有する者からの照会(刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2第2項、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。)第29条等)等がなされた場合においては、原則として照会に応じるべきであるが、電気通信事業者には通信の秘密を保護すべき義務もあることから、通信の秘密に属する事項(通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。)について提供することは原則として適当ではない。なお、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である。もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である。

いずれの場合においても、本人等の権利利益を不当に侵害することのないよう提供等に応じるのは、令状や照会書等で特定された部分に限定する等提供の趣旨に即して必要最小限の範囲とすべきであり、一般的網羅的な提供は適当ではない。

3-5-3 第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外(第15条第8項関係)(P69)

個人情報が<u>通信の秘密に該当する場合、第三者提供が許されるのは、通信当事者の同意がある場合のほか、裁判官の発付した令状に従う場合、緊急避難の要件に該当する場合その他の違法性阻却事由がある場合に限られる</u>。

郵便GL解説と電気通信事業GL解説における記述の比較

○現行郵便GL解説における記述

	信書の秘密 (郵便法第8条第1項)	郵便物に関して知り得た他人の秘密 (郵便法第8条第2項)	左記以外の情報
	信書の内容にとどまらず、差出人及び受取人の住所又は居所・氏名並びに信書の存在の 事実の有無等、信書に関する一切の事項	信書に限らず、郵便物すべてについて、通信文などの内容のみならず、差出人・受取人の氏名、住所又は居所、取扱年月日、差出通数その他通信そのものの構成要素を成す一切の事項を指し、転居情報も含まれる。	個々の <u>信書</u> の送達には関連しない個人 情報(契約者情報、料金の支払状況 等)
取扱い	利用者の同意がある場合その他の違法性阻 却事由がある場合を除いては、信書の秘密に 係る個人情報を取り扱ってはならない。※	郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較 衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘 密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三 者提供が可能となる。※	個人情報保護法の規定に基づき保護。

[※]個人に係る信書の秘密又は個人に係る郵便物に関して知り得た他人の秘密は当該差出人及び受取人の個人情報に包摂されることから、このような場合には、郵便法のみならず個人情報保護 法に基づく規律の対象にもなる。

○現行電気通信事業GL解説における記述

(3-5-1「第三者提供の制限の原則」、3-5-3「第三者提供の制限における通信の秘密に係る個人情報の例外」)

	通信の秘密 (電気通信事業法第4条第1項)	通信に関して知り得た他人の秘密 (電気通信事業法第4条第2項)	左記以外の情報
	通信の秘密に属する事項(通信の内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。)	記述なし	個々の通信とは無関係の加入者の住所・ 氏名等
取扱い	個人情報が通信の秘密に該当する場合、第 三者提供が許されるのは、通信当事者の同 意がある場合のほか、裁判官の発付した令状 に従う場合、緊急避難の要件に該当する場 合、その他の違法性阻却事由がある場合に 限られる。	記述なし	個々の通信とは無関係の加入者の住所・ 氏名等は、通信の秘密の保護の対象外で あるから、基本的に法律上の照会権限を有 する者からの照会に応じることは可能である。

【参考】電気通信事業法逐条解説における記述

「通信の秘密」 (電気通信事業法第4条第1項)	通信に関して知り得た他人の秘密 (電気通信事業法第4条第2項)	左記以外の情報
「通信の秘密」の範囲は、通信内容はもちろんであるが、通信の日時、場所、通信当事者の氏名、住所・居所、電話番号等の当事者の識別符号、通信回数等これらの事項を知られることによって通信の意味内容が推知されるような事項全てを含むものである。	「通信に関して知り得た他人の秘密」とは、通信の内容、通信の構成要素、通信の存在の事実等「通信の秘密」のほか、通信当事者の人相、言葉の訛や契約の際に入手した契約者の個人情報、営業秘密、料金滞納情報、電話帳掲載省略電話番号等、個々の通信の構成要素とはいえないが、それを推知させる可能性のあるものも含む。	記述なし

(出典) 電気通信事業法逐条解説第2版改訂版(多賀谷一照監修 電気通信事業法研究会編著)